

第 2 号 令和元年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和元年9月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	2 徳島小松島港津田地区整備事業費	臨海土地造成事業費	千円 400,052

第2表 債務負担行為

事	項	期間	限度額
港湾荷役機械売買契約		自 令和2年度 至 令和3年度	80,000千円